

施設等利用給付認定通知書の有効期間の認定開始月を確認頂き、該当月分を4～6月・7～9月・10～12月・1～3月を単位として、請求してください(最大3か月をまとめて証明できます)。

令和2年1月10日

係る領収証

子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 徳島 太郎 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料(令和元年10月分～12月分)として

設置者名称 株式会社 ●●●●

主たる事務所の所在地 藍住町●●一●●

押印してください。

代表取締役 徳島 一郎 印

領収金額を「利用料(保育料)」と「それ以外」に分けて記入してください。

●●保育園

A	特定子ども・子育て支援利用料の領収金額	135,000 円	(下記①+②+③の金額)
B	特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額	15,000 円	(下記④+⑤+⑥の金額)
	合計金額	150,000 円	

A【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

利用料(保育料)として(10月分) 45,000 円 ①

利用料(保育料)として(11月分) 45,000 円 ②

利用料(保育料)として(12月分) 45,000 円 ③

B【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

食材料費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等として(10月分) 5,000 円 ④

食材料費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等として(11月分) 5,000 円 ⑤

食材料費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等として(12月分) 5,000 円 ⑥

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外